

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、高齢者の医療に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

那賀町長

## 公表日

令和8年3月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、那賀町の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付に関する各申請書の受付、情報等の処理・管理並びに各申請書及び情報等の徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)への送付を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、高齢者の医療に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第25号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>《資格管理事務》</p> <p>①住民基本台帳情報、適用除外要件及び障害情報等の確認により、被保険者資格に関する申請書やその他申請書を受付し、広域連合へ送付。(資格の取得・喪失・変更)</p> <p>②被保険者証や資格者証を交付(被保険者へ送付)する。</p> <p>《保険料賦課事務》</p> <p>①保険料の賦課に必要な所得情報及び受付した減免申請書を広域連合へ送付。</p> <p>②年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法を決定。</p> <p>《保険料徴収事務》</p> <p>①保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付。</p> <p>②保険料の過誤納金の還付・充当処理。</p> <p>③保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。</p> <p>④保険料の口座振替情報を管理。</p> <p>《保険給付事務》</p> <p>①保険給付に関する各種申請を受け付け、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに必要事項を入力後、申請書を広域連合へ送付する。</p> <p>②申請により、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付(認定証の年次更新分は被保険者に送付)する。</p> <p>③保険給付に必要な所得情報を保有していない者から簡易申告等で得た情報を徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに入力。</p> <p>番号法別表第2に基づき、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療事務支援システム、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、収滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者の医療の確保に関する法律による資格・収納に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>&lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt;</p> <p>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(85の項)</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和三年デジタル庁令第十号)第2条25項</li> </ul>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	那賀町税務保険課
②所属長の役職名	税務保険課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	那賀町税務保険課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1182
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	[ 1,000人以上1万人未満 ] 令和8年1月31日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	[ 500人未満 ] 令和8年1月31日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
	[ 発生なし ]

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b> [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住所を含む3情報の照会を行うことを厳守している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報含まれてないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクの対策は「十分である」と考えられる。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li><li>・不要文書を破棄する際には、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。</li></ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
--	-------	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月20日	評価実施機関における担当部署	那賀町健康福祉課	那賀町税務保険課	事後	
令和1年5月20日	評価実施機関における担当部署	健康福祉課長 吉岡敏之	税務保険課長	事後	
令和1年5月20日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	事後	
令和1年5月20日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	那賀町企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	那賀町税務保険課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1182	事後	
令和8年3月23日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①Reams.NET後期高齢者医療システム ②徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	後期高齢者医療事務支援システム、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、収滞納管理システム	事後	
令和8年3月23日	関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の頁 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(85の項)  番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
令和8年3月23日	関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の80及び83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第43号  (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の82の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(85の項)  番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
令和8年3月23日		高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、那賀町の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付に関する各申請書の受付、情報等の処理・管理並びに各申請書及び情報等の徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)への送付を行っている。 特定個人情報ファイルは、高齢者の医療に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第25号)及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  《資格管理事務》 ①住民基本台帳情報、適用除外要件及び障害情報等の確認により、被保険者資格に関する申請書やその他申請書を受付し、広域連合へ送付。(資格の取得・喪失・変更) ②被保険者証や資格者証を交付(被保険者へ送付)する。  《保険料賦課事務》 ①保険料の賦課に必要な所得情報及び受付した減免申請書を広域連合へ送付。 ②年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法を決定。  《保険料徴収事務》 ①保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付。 ②保険料の過誤納金の還付・充当処理。 ③保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ④保険料の口座振替情報を管理。	高齢者の医療の確保に関する法律及び徳島県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認 ③後期高齢者保険料の徴収、催告、財産調査、滞納処分 ④後期高齢者医療の資格確認、医療費給付 これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和8年3月23日		後期高齢者医療事務支援システム、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、収滞納管理システム	後期高齢者医療広域連合電算処理システム 後期高齢者医療システム 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	事後	